

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和6年2月28日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (受) 第 2300291 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (国) 第 2300032 号

第 1 結論

昭和 63 年*月から平成 4 年 7 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 63 年*月から平成 4 年 7 月まで

私は、昭和 63 年*月から社会保険に加入していない A 県の会社で働いていたが、平成 4 年 4 月に郷里である B 町（現在は、C 市）に帰り、国民健康保険に加入したいと B 町役場で言ったところ、それまで納付していなかった国民年金保険料を一部でもいいので払わないと国民健康保険には加入できない旨言われた。数日後、所持していた年金手帳と一緒に母から借りた 40 万円を役場職員に渡したにもかかわらず、請求期間の国民年金保険料が全て納付されていないと記録されているのはおかしいので、請求期間の記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

オンライン記録によると、請求期間は、平成 10 年 1 月 21 日に国民年金の被保険者期間と記録されていることが確認できるところ、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付したとする平成 4 年 4 月時点において、請求者は国民年金の被保険者とされていないため、請求期間の保険料を納付する義務は生じていない上、各月の国民年金保険料は、納期限である翌月末日から 2 年を経過すると、保険料の徴収権が時効によって消滅する旨国民年金法第 91 条及び同法第 102 条第 3 項（当時）に規定されていることから、平成 10 年 1 月時点において、請求期間の保険料を納付することはできない。

また、請求者が平成 4 年 4 月に請求期間の国民年金保険料を納付するためには、当該時点までに、国民年金の加入手続を行い、請求者に国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるところ、請求期間を含む昭和 63 年*月から平成 4 年 10 月までの期間において B 町で国民年金の加入手続を行った被保険者の氏名等が記載されている国民年金手帳記号番号払出簿を全件確認したが、請求者の氏名は記載されていないこと、社会保険オンラインシステムにおいて氏名検索を行ったが、請求者に国民年金の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないこと及び請求者が請求期間の保険料を納付した際に提出したとする年金手帳には、厚生年金保

険の記号番号のみが記載されており、請求者はこの年金手帳以外に国民年金の手帳記号番号が記載された年金手帳を所持していた記憶がない旨陳述していることを踏まえると、請求期間当時、請求者の国民年金の加入手続が行われていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、C市の回答等によると、請求者が請求期間の国民年金保険料として40万円を納付したとする平成4年4月において、B町役場で納付することが可能な保険料は、請求期間のうち平成3年4月から平成4年7月までの保険料となるため、当該期間に係る保険料の合計額は14万6,800円であり、請求者が納付したとする金額とは相違している上、請求期間のうち昭和63年*月から平成2年2月までの保険料については、平成4年4月時点で納期限である翌月末日から2年を経過し、保険料の徴収権は時効によって消滅しているため、保険料を納付することはできない。

加えて、請求者が昭和63年*月から平成4年3月まで住民登録していたとするD市及びE市は、請求期間当時の国民年金の加入記録等は保存されておらず、請求者の国民年金に係る記録を確認できない旨回答しており、C市は、請求者の国民年金の加入記録等について、文書保存年限満了による資料廃棄のため、確認できる資料はない旨回答している。

また、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、ほかに請求期間に係る保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。